

# EUの一般特恵関税(GSP) 制度改正とその背景 ～いかに対応するか～

日本貿易振興機構(ジェトロ)欧州ロシアCIS課  
牧野 直史



1. EUのFTA政策の転換
2. EUのGSP制度改革の概要
3. GSP制度改革への対応
4. EUのGSP原産地規則の主な変更点



# 1. EUのFTA政策の転換 ～2006年、2010年～

# 従来のEUのFTA政策～2006年以前～

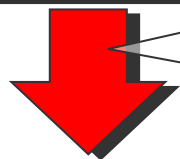


- GATT/WTOの多国間貿易交渉による貿易投資自由化を重視  
→1999年来、新たなFTA交渉の開始について事実上のモラトリアム

- 2006年以前にEUが締結したFTAは、積極的にFTAにより貿易投資自由化を目指すというより、以下のような目的
  - 欧州及び近隣地域の安定、または将来のEU加盟を目指して結ぶ連合協定の一部として結ぶFTA
  - 旧植民地諸国を中心に歴史的関係に淵源を有するもの  
eg. アフリカ・カリブ海・太平洋（ACP）諸国との経済パートナーシップ協定
  - 第3国が米国などとFTAを締結することによる競争上の不利益の回避  
eg. メキシコ（←NAFTA）、チリ（←FTAA）



- WTOドーハラウンドの停滞
- 米日などのFTA展開、EUはアジアとのFTAはなし
- EU拡大が一段落



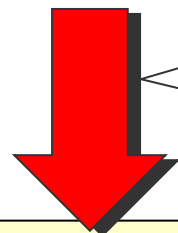
2006年10月、新通商戦略  
「グローバル・ヨーロッパ」を発表

- FTAを積極的に進める
- 成長市場アジアの重視【地理的拡大】
- EU拡大、途上国支援など政治目的から経済目的を前面に
- 関税だけでなく、非関税障壁、知財、サービス、持続可能な開発など含め高度かつ包括的なFTAを目指す【質的拡大】



グローバル・ヨーロッパ以降の状況：

- ・アジアとのFTA交渉で妥結したのは韓国のみ
- インド、ASEANとの交渉は思ったように進まない
- ・GSP対象のACP諸国は経済パートナーシップ協定締結に消極的
- ・WTOドーハラウンド妥結はますます望み薄
- ・経済的なインパクトの大きさ（成長・雇用への寄与）は先進国とのFTAの方が大きいとの認識

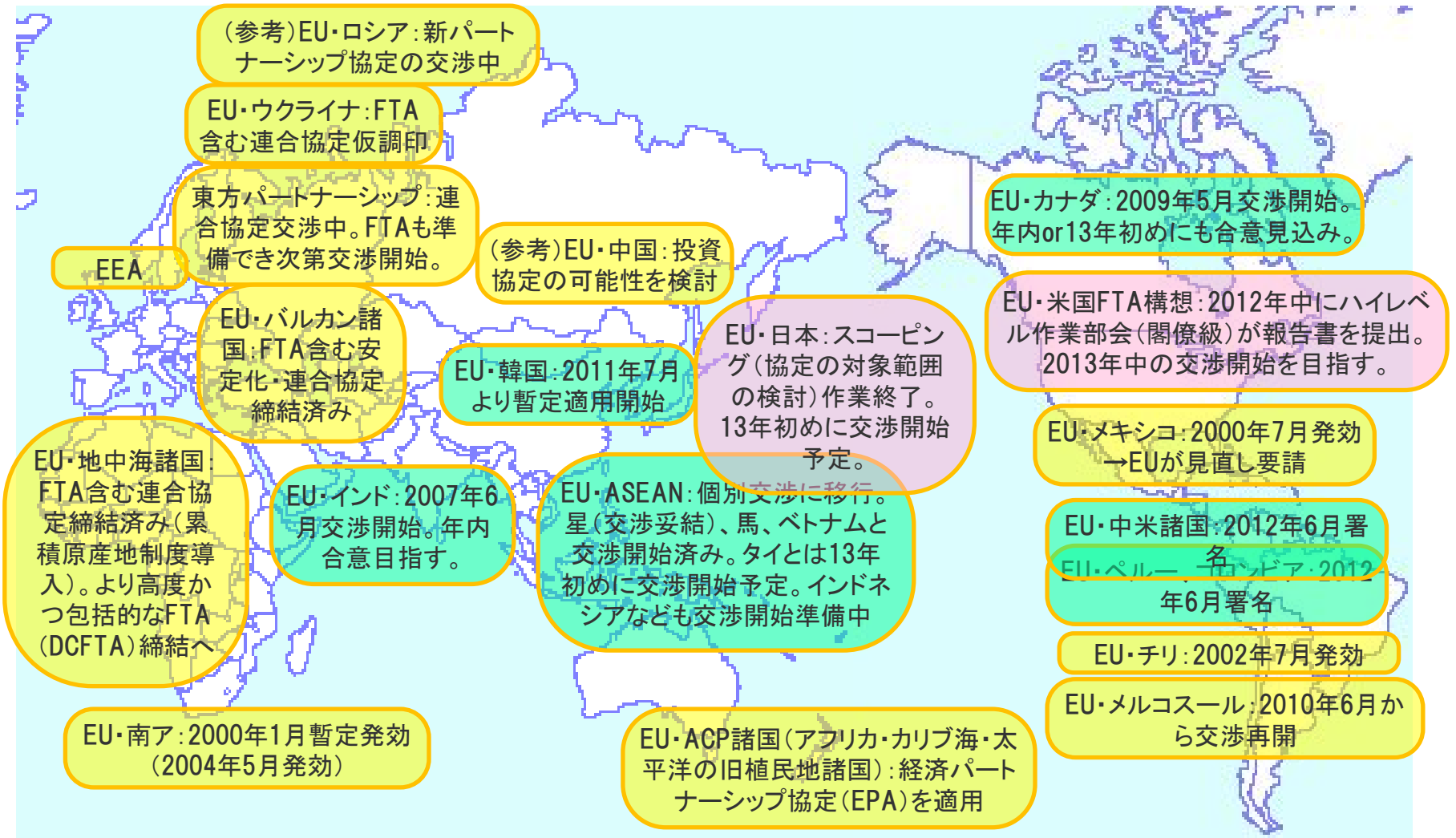


2010年11月、新通商戦略  
「貿易・成長・世界問題」を公表

- ・特惠には相応の対価を求める「主張型アプローチ」を採用
- ・貿易（FTA）交渉レバレッジの改善
  - 公共調達対抗措置、GSP制度改革・・・etc.
- ・日米などを戦略的パートナーと位置づけ。FTAも視野に。

# EUのFTAの交渉・締結状況

～全方位的にFTAを展開～



出所:各種発表、報道などより作成(青字がグローバル・ヨーロッパ以降、ピンクが2010年通商戦略以降)

各協定の状況については世界と日本の主要なFTA一覧(2012年10月)を参照 <http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/reports/07001093>



## 2. EUのGSP制度改革の概要



# 従来のGSP制度の概要



## 途上国向け特惠関税（GSP：一般特惠制度）

- ・ 176カ国・地域が対象（ただし、国により適用除外品目あり。適用停止も）
  - ・ 非センシティブ品目は無税、センシティブ品目は関税削減（最低3.5%）
- 例：乗用車の関税は通常10%。GSP対象国からは6.5%となる。  
4.5%の自動車部品は無税。
- ・ ASEANはシンガポール以外対象。累積も認められている。
  - ・ 人権、環境等条約遵守国にはさらなる特惠を付与（GSPプラス）
  - ・ 低開発途上国（LDCs）には武器以外すべて（EBA）無税に

## 2011年1月から原産地規則を大幅改正

- ・ 原産地基準を大幅緩和（原産地規則改革プロセスの一環）
- 例：付加価値基準を緩和、関税分類変更基準との選択制を認める
- ・ メルコスールを地域累積に追加 ※ASEANは引き続き維持
  - ・ 一部地域-地域の累積も、センシティブ品目を除き、認められる可能性（ASEAN-SAARC（インド、パキスタンなど）での地域間累積OK）
  - ・ FTA締結国との累積が認められる可能性（拡張累積）

# GSP改正の経緯



2011年5月 欧州委員会、2014年以降のGSP新規則案を発表（現行規則は13年末まで）

## 提案の背景

- ・「最も必要としている国により多くの特惠を与える」こと

影響評価報告書では、「意図せざる影響」としてFTA交渉へのインセンティブが増すことを指摘しているが・・・

（一定の発展を遂げ利益を得ている国・地域からは相応の対価を求める（通商戦略2010））

2012年6月 欧州議会と閣僚理事会がGSP新規則案に基本合意

2012年6月 欧州議会第一読会でGSP新規則案を採択

2012年10月 閣僚理事会（雇用・社会政策・健康・消費者問題担当相理事会）で採択

2012年10月31日 GSP新規則978/2012を官報に公示

2012年11月20日 GSP新規則（規則978/2012）発効

2014年1月1日 GSP改新規則（規則978/2012）適用開始

# 対象地域を大幅に削減



2014年1月から対象国・地域を大幅に絞る→89カ国に

対象国・地域から外れる基準

- ・ 1人当たり国民総所得（GNI）が直近3年間で世界銀行の基準で高所得国または中高所得国に分類されていること（下線部が今回改正で追加）（4条1項（a））
- ・ FTAなど特恵アクセス規定によりGSPと同等またはそれ以上の待遇を受けていること（4条1項（b））



アルゼンチン、ブラジル、ロシア、マレーシアなどが2014年1月から対象外（次ページ参照）。

# 対象国・地域一覧(発効時)



対象外となる国・地域	対象国・地域
<b>高所得国・地域(8)</b> サウジアラビア、クウェート、バーレーン、カタール、アラブ首長国連邦、オマーン、ブルネイ、マカオ	<b>GSP対象国・地域</b> アルメニア、アゼルバイジャン、ボリビア、中国、カーボベルデ、コロンビア、コンゴ共和国、クック諸島、コスタリカ、エクアドル、グルジア、グアテマラ、ホンジュラス、インド、インドネシア、イラン、イラク、キルギス、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、モンゴル、ナウル、ニカラグア、ナイジェリア、ニウエ、パキスタン、パナマ、パラグアイ、 <b>パルー</b> 、フィリピン、エルサルバドル、スリランカ、シリア、タジキスタン、 <b>タイ</b> 、トンガ、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン、ベトナム
<b>中高所得国・地域(12)</b> (中南米)アルゼンチン、ブラジル、キューバ、ウルグアイ、ベネズエラ (旧ソ連)ベラルーシ、ロシア、 <b>カザフスタン</b> (その他)ガボン、リビア、 <b>マレーシア</b> 、パラオ	<b>EBA対象国・地域</b> アフリカ(33) アンゴラ、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、チャド、コンゴ民主共和国、中央アフリカ共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、赤道ギニア、ギニアビザウ、コモロ島、リベリア、レソト、マダガスカル、マリ、モーリタニア、マラウイ、モザンビーク、ニジェール、ルワンダ、スーダン、シエラレオネ、セネガル、ソマリア、サントメ・プリンシペ、トーゴ、タンザニア、ウガンダ、ザンビア アジア(10) アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、ラオス(人民民主共和国)、モルジブ(13年末まで)、ミャンマー(現在特惠停止中、ネパール、東ティモール、イエメン 太平洋諸島(5) キリバス、サモア、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ カリブ(1) ハイチ
<b>FTAなど他の特惠付与国・地域</b> (地中海)アルジェリア、エジプト、ヨルダン、レバノン、モロッコ、チュニジア (CARIFORUM)ベリーズ、セントクリストファー・ネイビス、バハマ、ドミニカ共和国、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ、ジャマイカ、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、バルバドス、トリニダードトバゴ、グレナダ、ガイアナ、スリナム (経済パートナーシップ協定の市場アクセス規則の対象国)コートジボワール、ガーナ、カメルーン、ケニア、ナミビア、ボツワナ、スワジランド、フィジー (東南アフリカ)セイシェル、モーリシャス、ジンバブエ (太平洋)パプアニューギニア (その他)メキシコ、南アフリカ	
<b>海外県・海外領土(OCT)(33)</b> 略	

## 結論：2015年からGSP対象外となる見込み

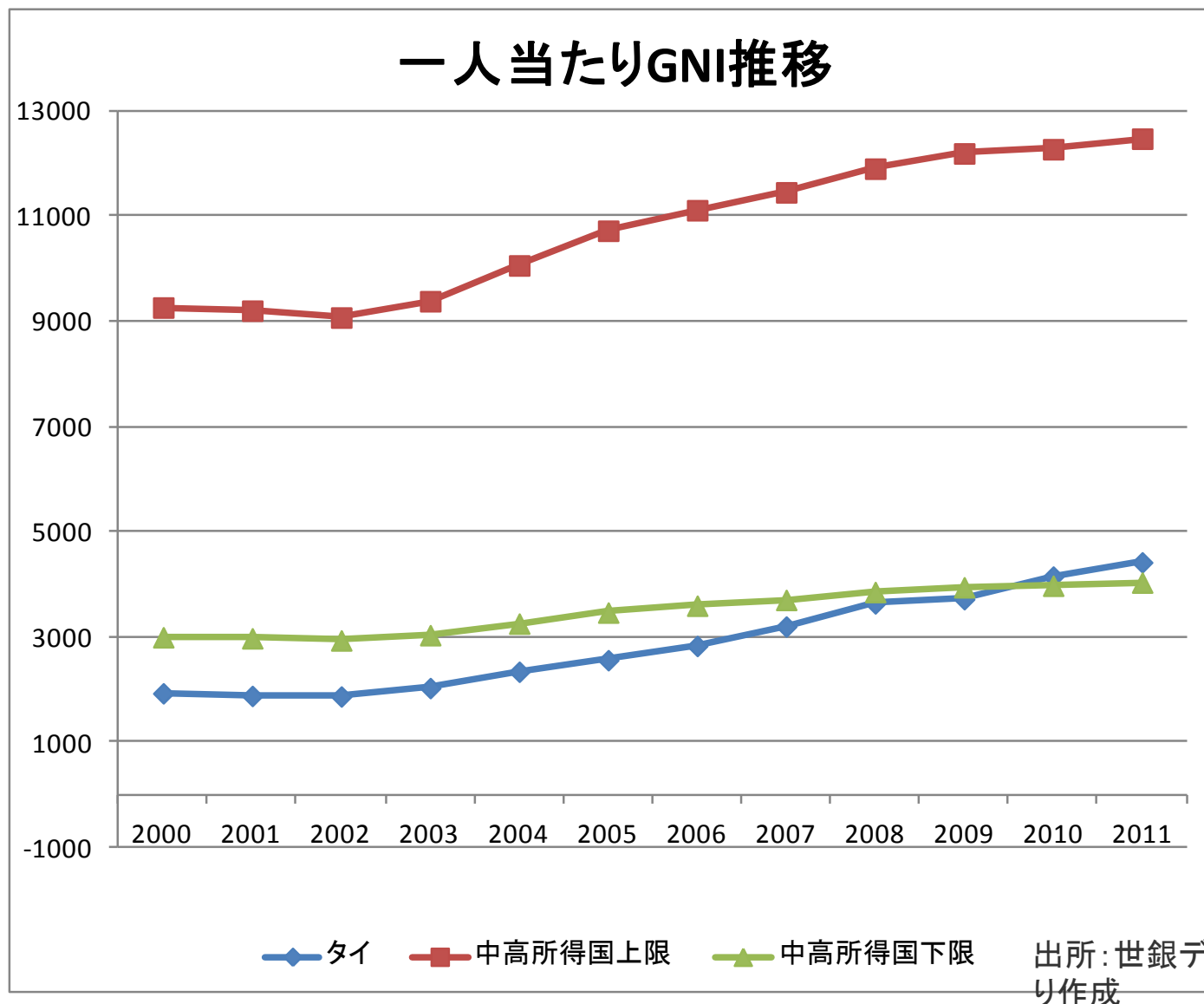


ただし、タイの世銀分類が変われば復帰もありうる

- GSP特恵対象国かどうかは毎年1月までに見直し（5条2項）
- 2014年1月までに行われる予定の見直しでは、2011～13年（直近3年間）の世銀分類に基づき判断
- タイは2011年の発表（2010年データに基づく）から世銀より中高所得国に分類されている  
→2013年7月の発表でも中高所得国に分類されれば、2014年1月の見直しで対象国から除外される見込み
- 世銀の分類変更によりGSP対象国から除外された国については、1年の猶予期間が与えられる（5条2項（a））

※なお、欧州委員会貿易総局はGSP新規則の民間向け説明会で、同様に2011年の発表から中高所得国に分類されているエクアドルについて、2014年の1月の見直しでGSP受益国リストから除外され、1年の猶予期間を経て、2015年1月からは特恵を受けられないと説明している。

# タイの一人当たりGNIと中高所得国基準



# FTA交渉実質合意国への猶予規定



- 2012年11月20日（＝新規則発効日）までにEUとのFTAに仮調印（＝実質合意）した国については、2014年11月21日まで（発効日から2年間）GSPの対象からの除外を猶予（4条3項）。

※なお、5条2項（b）にもFTA締約国に対する猶予規定があるが、これは世銀の分類変更ではなく、FTA締結を理由に対象国から除外される場合であるので、世銀の分類変更により対象国から除外されるマレーシアやタイなどには関係ない。

例えば、ペルー、コロンビアは2009年（08年データ）来、中高所得国に分類されており、先の基準によればGSPの対象から外れるはず。しかし、2011年3月にEUとのFTAに仮調印、2012年6月に署名しているため、対象国に残っている。

マレーシアはEUとFTA交渉を行っているが仮調印はしていないため、この規定は適用されず、2014年1月の適用開始時からGSP対象外となる。タイについてもこの規定の適用はない。

# 対象品目の変更



GSP対象品目を一部拡大するとともに、従来センシティブ品目（3.5%軽減）とされていた品目の一部を非センシティブ品目（無税）に移行。

例：85219000（ビデオ機器）は従来センシティブ品目に分類されていたのが、非センシティブ品目（NS）とされた。

ex 8521	Video recording or reproducing apparatus, whether or not incorporating a video tuner, except products of subheading 8521 90 00	S
8521 90 00	Video recording or reproducing apparatus (excluding magnetic tape-type); video recording or reproducing apparatus, whether or not incorporating a video tuner (excluding magnetic tape-type and video camera recorders)	NS



- 当初欧州委員会提案には品目の変更はなし。
- 欧州議会、理事会の審議過程で品目変更が提案された。



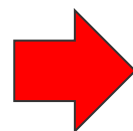


GSPプラス：一定の経済要件を満たす適格国に対し、人権・環境等条約の遵守を条件に、センシティブ品目も無税

- 適格国の要件を緩和
- アジアではパキスタン、フィリピンなども対象に
- 従来は申請時期が決まっていたが、いつでも申請可

## 旧要件：

多角性基準－当該国からの輸入について上位5部がGSP対象輸入総額の75%以上を占めること  
 輸入シェア基準－EUのGSP対象輸入総額の1%未満であること



## 新要件：

多角性基準－当該国からの輸入について上位7部がGSP対象輸入総額の75%以上を占めること  
 輸入シェア基準－EUのGSP対象輸入総額の2%未満であること

Countries	Share of total GSP imports (<2.0%)	Share of seven largest GSP sections (>75%)
Pakistan	1.6%	94.6%
Ukraine	1.4%	78.4%
Sri Lanka	0.8%	93.1%
Philippines	0.8%	76.8%



品目別卒業規定：GSP対象国であっても、競争力が十分にある品目については、GSPの適用対象から除外する。

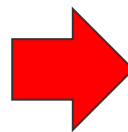
- ・ 3年ごとに見直し。以下の要件を統計上満たせば適用される（裁量の余地はない）。

- ・ **要件を変更**（卒業が認められやすくなった面、認められにくくなった面両方ある）

## 旧要件：

①当該国からEUに輸入するGSP対象のある製品群（セクション、21分類）の製品の平均輸入額が、すべての受益国からの同じ製品の輸入額の15%（繊維製品については12.5%）を3年連続して超える場合。

②ただし以下の場合を除く。  
上述の製品群が、当該国からEUに輸入されるすべてのGSP対象輸入額の50%を超える場合（＝当該国が一製品群に大きく依存している場合）。



## 新要件：

①当該国からEUに輸入するGSP対象のある製品群（セクション、32分類）の製品の平均輸入額が、すべての受益国からの同じ製品の輸入額の**17.5%**（繊維製品については**14.5%**）を3年連続して超える場合。

⇒卒業は認められにくく  
②2番目の要件は削除。  
⇒卒業は認められやすく

# 品目別卒業規定実施規則案



12月3日GSP委員会（欧州委、加盟国専門家で構成）で、  
品目別卒業規定実施規則案を採択済み（14～16年末まで有効）

タイについては旧来に加え食品が外れた。インドの自動車が出たのはインパクト大。

A	B	C
China P.R. of	S-1a	Live animals and animal products excluding fish
	S-1b	Fish, crustaceans, molluscs and other aquatic invertebrates
	S-2b	Vegetables, fruit and nuts
	S-2c	Coffee, tea, maté and spices
	S-2d	Cereals, flour, seeds and resins
	S-4b	Prepared foodstuffs (excl. meat and fish), beverages, spirits and vinegar
	S-6a	Inorganic and organic chemicals
	S-6b	Chemicals, other than organic and inorganic chemicals
	S-7a	Plastics
	S-7b	Rubber
	S-8a	Raw hides and skins and leather
	S-8b	Articles of leather and furskins
	S-9a	Wood and wood charcoal
	S-9b	Cork manufactures of straw and other plaiting materials
	S-11a	Textiles
	S-11b	Articles of apparel and clothing accessories
	S-12a	Footwear
	S-12b	Headgear, umbrellas, sun umbrellas, sticks, whips and prepared feathers and down
	S-13	Articles of stone, ceramic products and glass

タイからのエビなども対象外に  
→FTA交渉促進？

	S-14	Pearls and precious metals
	S-15a	Ferro-alloys and articles of iron and steel
	S-15b	Base metals (excl. iron and steel), articles of base metals (excl. articles of iron and steel)
	S-16	Machinery and equipment
	S-17a	Railway and tramway vehicles and products
	S-17b	Motor vehicles, bicycles, aircraft and spacecraft, ships and boats
	S-18	Optical instruments, clocks and watches, musical instruments
	S-20	Miscellaneous
Costa Rica	S-2b	Vegetables, fruit and nuts
Ecuador	S-2a	Live plants and floricultural products
	S-4a	Preparations of meat and fish
India	S-5	Mineral products
	S-6a	Inorganic and organic chemicals
	S-6b	Chemicals, other than organic and inorganic chemicals
	S-8a	Raw hides and skins and leather
	S-11a	Textiles
	S-17b	Motor vehicles, bicycles, aircraft and spacecraft, ships and boats
Indonesia	S-1a	Live animals and animal products excluding fish
	S-3	Animal or vegetable oils, fats and waxes
	S-6b	Chemicals, other than organic and inorganic chemicals
Nigeria	S-8a	Raw hides and skins and leather
Ukraine	S-17a	Railway and tramway vehicles and products
Thailand	S-4a	Preparations of meat and fish
	S-4b	Prepared foodstuffs (excl. meat and fish), beverages, spirits and vinegar
	S-14	Pearls and precious metals

インドからの自動車は対象外に  
→FTA交渉促進？



各国・地域の卒業品目リスト公布：2013年初め

対象国リストの改正：2013年初め。以降1年ごと。

手続き規定の策定：2013年初め

原産地規則の見直し：2013年中  
※累積規定のみの技術的見直しにとどまる見込み

新制度の適用開始：2014年1月1日

# GSP変更点まとめ



- 新規則では世銀に基づく国別除外の基準を大幅変更  
→国別除外により、マレーシアが2014年から、タイが2015年から除外
- 対象品目の拡大等により特惠水準が広がる
- GSPプラスの基準が緩和されたため、資格国が増  
→GSPプラス対象国となれば、従来3.5%の減税のみだった品目が無税になる可能性
- GSP対象国として残っていても、品目別に対象から除外されることがある  
→品目別除外により、インドの自動車、タイのエビなどが2014年から除外



### 3. GSP制度改革への対応

# EUタイFTAの検討状況



欧州委員会のバローゾ委員長は、2012年11月のASEMにあわせて訪問したタイで、シナワット首相と会談。  
→2013年早期のFTA交渉開始に向けた決意を表明

タイでFTA交渉開始のために必要とされる国内手続き（憲法190条）

①F/S実施



②公聴会



③内閣承認

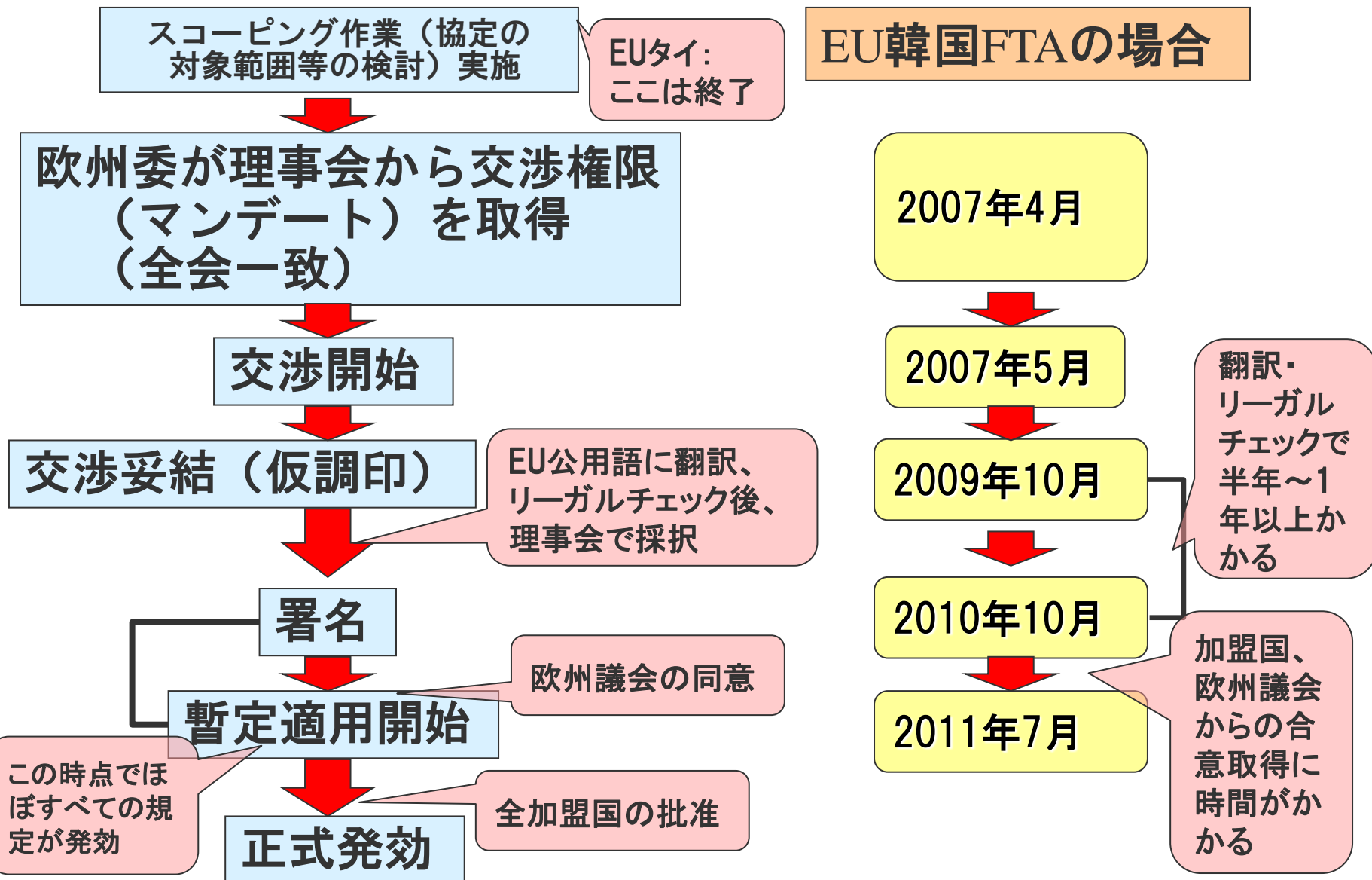


④国会送付・承認

既に知財などについて  
NGOなどから反発あり。

現在この段階

# EUのFTA合意プロセス



【ご注意】本資料は2012年12月19日にバンコクで行われたセミナー「欧州及び東アジアの最新通商動向」の配布資料として作成したものです。Copyright (C) JETRO. 2012 All Rights Reserved. 無断で複製・配布することを禁じます。



# ASEANのその他の国の扱い



シンガポール：EUとのFTA交渉を2010年3月に開始。12月16日交渉妥結。来春仮調印予定。

マレーシア：EUとのFTA交渉を2010年12月に開始。2014年1月からGSP対象から除外。

ベトナム：EUとのFTA交渉を2012年10月に開始。引き続きGSP対象国。

インドネシア：EUとのFTA交渉開始を検討中。引き続きGSP対象国。

フィリピン：EUとのFTA交渉開始を検討中。引き続きGSP対象国。GSPプラスの適格国に。

ラオス・カンボジア：低開発途上国（LDC）として、武器以外すべて（EBA）対象国。

ミャンマー：GSP適用停止中。欧州委員会は停止解除を提案。

# 日EU EPA/EIAの検討状況



- ・日本の鉱工業品の関税の多くは無税  
(EUから日本への輸出の無税率は69% (2010年))  
→EUが日本との交渉に入るメリットが見えづらい
- ・日EUはアジア市場でどちらかという競合関係  
→EUがアジア諸国とのFTA交渉に積極的になった背景には、日本によるアジア諸国とのFTA締結の進展もある

EU側は、従来は日EU EPA交渉開始に消極的な態度

民間共同研究のため、日EU合同タスクフォース(日本側事務局:JETRO)を実施するなど、EUに働きかけ

2011年5月:日EU定期首脳協議

- ・交渉の前提となるスコーピング(協定の対象範囲等の確定作業)の開始に合意

2012年5月:EU外相理事会(貿易担当閣僚会合)でスコーピング作業の終了を宣言

2012年7月:欧州委員会、加盟国に日本とのFTA交渉権限の付与を求める

仏による対韓乗用車セーフガード要求の動き

欧州理事会(10月):今後数ヵ月内の交渉開始を視野に合意を求める  
欧州議会(10月):条件付きだが日本とのFTA交渉開始を促す決議を採択

EU加盟27カ国の閣僚で構成されるEU閣僚理事会で、全会一致で欧州委員会へのFTA交渉権限に同意  
(2012年11月29日の貿易担当閣僚会合)

年明けにも開く日EU首脳会議で交渉開始表明へ

# (参考)トルコでのGSPの扱い



トルコは工業品（石炭・鉄鋼除く）についてEUと関税同盟を形成しているため、対外的には共通関税を採用。EU⇔トルコは自由移動（要書類）→GSPもEUに倣って導入。トルコ経由でEUに無税で入れることも可能。

ただし、EUが制度改革を行ったからといって直ちにトルコに適用されるわけではなく、トルコ自身がEUの制度改革にあわせて制度を変更する必要がある。



必ずしもトルコのGSPがEUのGSPと一致しているわけではない

例：2011年1月から原産地規則改正はトルコでは未導入（導入予定はあり）

例：タイから輸出する乗用車は対トルコではGSP対象外  
∵タイ製乗用車は2008年まで卒業規定の適用によりEUのGSP対象外。  
しかし、2008年にEUのGSPでは対象に復帰した。  
トルコではその制度変更がいまだ反映されていない。

例：今回のGSP新規則がいつ採用されるかは不明（導入予定はあり）  
→マレーシア、タイなどがいつから除外されるかは不明確

# (参考) ACP諸国に対する特恵



ACP諸国：アフリカ・カリブ海・太平洋（African, Caribbean, Pacific）の旧植民地諸国→ロメ協定などによりEUは一方的な特恵付与



一部の国に対する一方的な特恵付与はWTO違反のおそれ  
→WTOの義務免除（ウェーバー）を受けていたが、2007年末で失効



WTO整合的な互恵的な協定であるFTA（EPA：経済パートナーシップ協定）を結ぶこととし、2007年末までに暫定EPAにEUとACP諸国が仮調印



規則1528/2007により、EUは暫定EPAの仮調印を根拠にACP諸国への一方的な特恵待遇を維持（署名・批准前の国にも適用）

タイとのFTA交渉も、仮調印（交渉の実質合意）をもって直ちに特恵を付与する措置をとりうる??

⇔対ACP措置は歴史的背景のある特殊な措置

規則1528/2007はEPAの発効を遅らせる要因となっており、対象国を削減する提案が示されている



## 4. EUのGSP原産地規則の主な変更点

# 原産地規則



GSP受益国で生産されたすべての産品がGSPの恩恵を受けられるわけではない。  
→一定程度の付加価値を生み出すなど、原産地規則を満たし、それを証明する必要がある。

## 主な原産地規則の種類

### 関税分類変更基準

例：（マーマレードの原産地規則が4ケタの関税分類変更基準だった場合）  
米国産オレンジ（HS0805）＋ロシア産砂糖（1701）→仏産マーマレード（2007）  
原材料と完成品の関税分類が変わっているので、仏原産として認められる

### 付加価値基準

例：（カメラの原産地規則が非原産45%までの付加価値基準だった場合）  
中国産カメラ部品A（工場渡し価格の20%）＋日本産部品B（工場渡し価格の20%）  
→韓国産カメラ  
非原産の価格の割合が45%を超えていないので、韓国産として原産性認められる

## その他FTAなどの原産地ルール

二国間累積：FTA相手国原産の原材料については、非原産とはみなされない（原産とみなされる）というルール。例えば、EU韓国FTAでいうと、韓国がEU産部品を使って製造しても、EU産部品は非原産とはみなされないことになる。

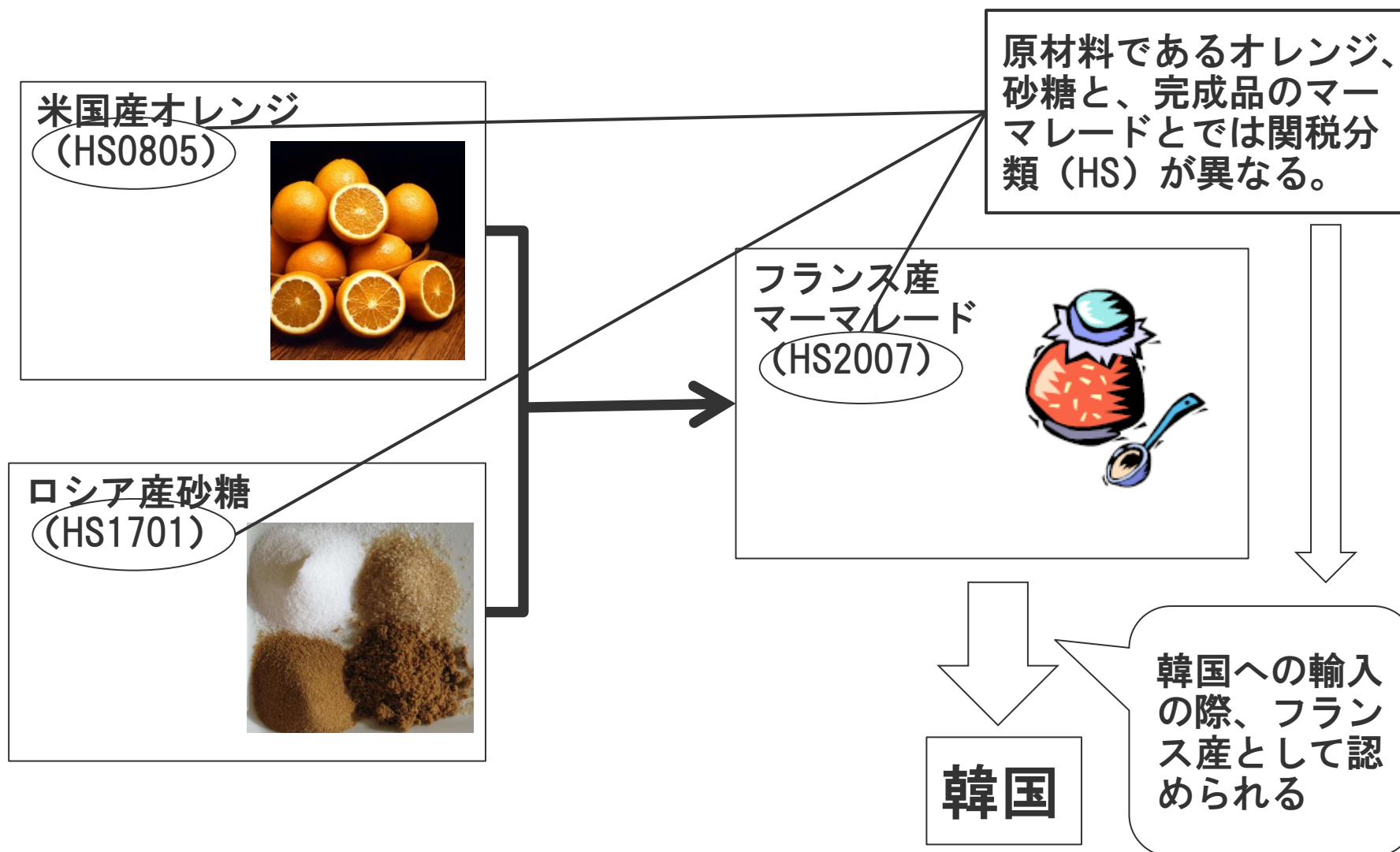
ロールアップ：産品の付加価値を計算する際、一次材料が原産資格を有している場合、当該一次材料中の非原産部分の価額についても原産材料の価額に切り上げることができる規定→EUのGSPでは認められる（実施規則76条2項）

トレーシング（≒部分累積）：産品の付加価値を計算する際、一次材料が非原産材料の場合、非原産材料の価額から、当該一次材料中の原産部分の価額を除外することを可能とする規定→EUのGSPでは認められない

第三者インボイス：商流は第三国経由、物流は生産国から輸出相手国へ直送される取引形態  
※インボイス以外の書類に原産地申告を付せば認められると考えられる

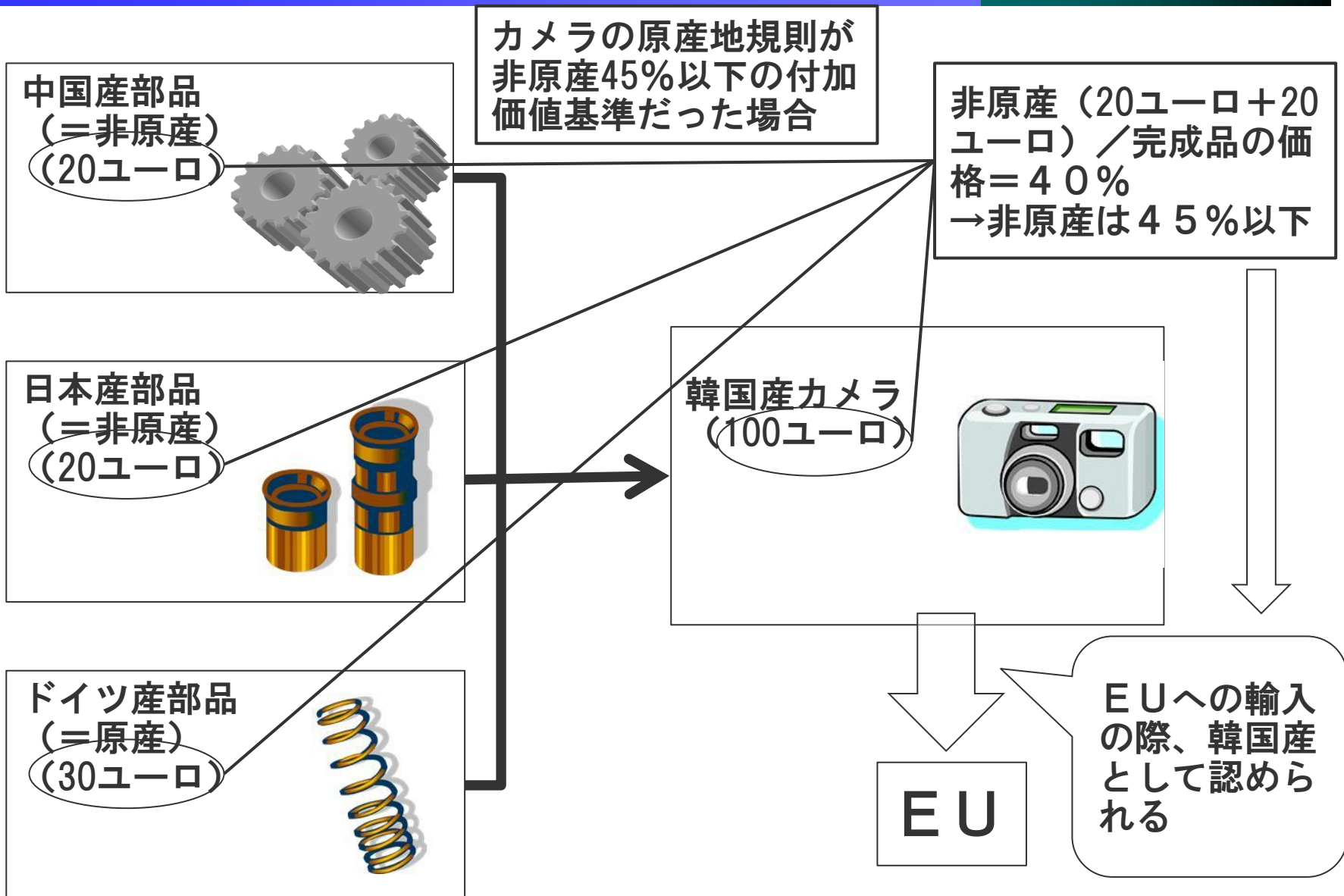
... etc.

# 関税分類変更基準





# 付加価値基準





# 原産地規則の見方



ex Chapter 85	Electrical machinery and equipment and parts thereof; sound recorders and reproducers, television image and sound recorders and reproducers, and parts and accessories of such articles, except for:	<p>第2列:分類に該当する品目の説明</p> <p>Manufacture from materials of any heading, except that of the product or</p> <p>Manufacture in which the value of all the materials used does not exceed 70% of the ex-works price of the product</p>
L 30	Offi	<p>このように第3列が分けられていない場合は、低開発途上国(LDCs)、その他受益国とも同一の原産地規則が適用される。他方、下の通り(a)、(b)それぞれLDCsとその他受益国のルールが分けられている場合がある。</p>
(1)		<p>関税分類変更基準。「当該製品の項(=8525)、および8529項以外の項の材料から製造したもの」とあるので、4ケタレベルでの関税分類変更があればよいことになる(ただし、8529の非原産材料は認められない)</p>
8525	Transmission apparatus for radio-broadcasting or television, whether or not incorporating reception apparatus or sound recording or reproducing apparatus, cameras, digital cameras and	<p>(a) LDCs</p> <p>Manufacture from materials of any heading, except that of the product and of heading 8529</p> <p>(b) Other beneficiary countries</p> <p>Manufacture from materials of any heading, except that of the product and of heading 8529</p> <p>or</p> <p>Manufacture in which the value of all the materials used does not exceed 50% of the ex-works price of the product</p>

第1列では対象品目のHSコードを規定。2~6ケタまで規定されている。このようにexとある場合、第2列でexcept forとあるので、85で以下特に規定するものを除くということになる。

関税分類変更基準、付加価値基準いずれかを満たせばよい。

付加価値基準でいう「材料(the materials)」とは、非原産材料を指すことに注意が必要である。例えばここで使用されるすべての材料が工場渡し価格の50%を超えないとされているのは、非原産材料が50%を超えないという意味であるということになる。

出所: GSP原産品規則よりジェトロ作成。

2011年1月以降のGSPの品目別原産地規則(リストラール)は以下のURLからダウンロード可能。  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:307:0001:0081:EN:PDF>

# EUのGSP原産地規則の大幅緩和



EUは2011年1月からGSP原産地規則を従来に比べ大幅に緩和した  
 →2005年に開始した原産地規則の改革プロセスの一環で、今後のFTAにも適用

## HS8526（無線機器等）の例

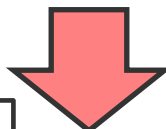
(1)	(2)	(3) or (4)	
8526	Radar apparatus, radio navigational aid apparatus and radio remote control apparatus	Manufacture in which: — the value of all the materials used does not exceed 40 % of the ex-works price of the product, and — the value of all the non-originating materials used does not exceed the value of all the originating materials used	Manufacture in which the value of all the materials used does not exceed 25 % of the ex-works price of the product

旧

従来はいずれも付加価値基準で、かつ緩やかな方の基準には、非原産品の価額が原産品の価額を超えないという条件が課されていた。

新

新しい原産地規則では、関税分類変更基準（上段）と付加価値基準（下段）の併用型（Co-equal）を導入。加えて、付加価値基準は、非原産の許容水準が緩和されるとともに（40%→50%）、「非原産の価額が原産の価額を超えない」という要件が削除されている。



(a) LDCs	(b) Other beneficiary countries
Manufacture from materials of any heading, except that of the product and of heading 8529 or Manufacture in which the value of all the materials used does not exceed 70 % of the ex-works price of the product	Manufacture from materials of any heading, except that of the product and of heading 8529 or Manufacture in which the value of all the materials used does not exceed 50 % of the ex-works price of the product

# 原産地証明



現行は第三者証明（フォームA）による

2017年から自己証明（＝原産地申告、origin declaration）を導入予定

6,000ユーロ以上の貨物を輸出する事業者は輸出元の税関等当局（GSP対象国）に申請して、認定輸出事業者（Approved Exporter）となる必要

認定輸出事業者：EUのこれまでのFTAでは、定期的に輸出を行う①認定輸出事業者（Approved Exporter）と②少額輸出についてはインボイス申告による原産地証明を認め、第三者証明（EUR.1）を不要とする手続きを採用。認定は所在国の税関当局に申請し、認定の要件は国によるが、輸出品の原産地規則を満たしていることや文書保管義務を負うことなどが要件となる。既に他のFTAにより認定輸出事業者となっている事業者は、申請により対象FTAを追加できる。EU域内に複数の工場を持つなどの事情がある場合は、EUワイドでの認定も受けられる（規則1207/2001）。AEO（認定事業者）制度とはその沿革も要件も異なることに注意。

原産地申告（インボイス申告）：右の文言をインボイス、デリバリー・ノートなどに付す

The exporter of the products covered by this document (customs authorisation No ... (注1) )declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ... (注2) preferential origin.

# 地域累積



- ・以下の地域グループ内での累積が認められている
- ※ただし、不十分な作業または加工とみなされる最小限の工程を超えるものであるという条件を満たす必要あり
- ・改正では、メルコスールを地域累積に追加。ASEANも維持（シンガポールはGSP受益国ではないが、累積は認められている）
- ・改正により、地域-地域の累積も、センシティブ品目を除き、認められる可能性（グループI-グループIII間で地域間累積が可能）

グループI:  
ブルネイ  
カンボジア  
インドネシア  
ラオス  
マレーシア  
フィリピン  
シンガポール  
タイ  
ベトナム

グループII:  
ボリビア  
コロンビア  
コスタリカ  
エクアドル  
エルサルバドル  
グアテマラ  
ホンジュラス  
ニカラグア  
パナマ  
ペルー  
ベネズエラ

グループIII:  
バングラデシュ  
ブータン  
インド  
モルディブ  
ネパール  
パキスタン  
スリランカ

グループIV  
(新規):  
アルゼンチン  
ブラジル  
パラグアイ  
ウルグアイ

累積とは？  
非原産の原材料であっても、原産とみなすことができるというルール。これにより、当該地域をあたかも一つの国としてとらえることができる



- ・ 2011年1月から適用開始の原産地規則により導入
- ・ EUがFTAを締結している国との累積が認められるという制度

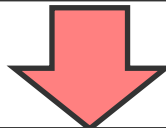
例：

韓国から部品を輸入し、インドネシアで最終製品を製造してEUに輸出する場合、韓国からの部品の累積が認められる（＝韓国産にもかかわらず非原産ではなく原産とみなされる）可能性がある

- ・ ただし、以下の手続きを踏む必要あり

## 必要とされる手続き

- ① **受益国が書面により累積の対象産品を特定して欧州委に要請**
- ② **FTA締結国が行政上の協力に同意し、受益国から書面による了解を欧州委に送付**
- ③ **欧州委の審査**
- ④ **官報に公示**



2012年12月現在、受益国からの要請はなし  
(欧州委貿易総局に確認)



# EU・ASEAN諸国FTAについての留意点(1)



参考：EU韓国FTAの原産地規則（ジェトロ『EU韓国FTAの概要と解説』より）

過去のEUのFTAと比べると、EU韓国FTAの原産地規則は大幅に緩和されたものの、2011年1月からのGSP原産地規則よりは厳格な基準

表2-8: 主要品目の原産地規則

HSコード	品目名	EU韓国FTA	EUチリFTA
29	有機化学品(290519、2915、2932～34除く) ※化学品については、他の産品についてもおおむね関税分類変更基準と40～50%の付加価値基準の選択型が採用されている。	関税分類変更基準(4ケタ、ただし、産品と同じコード) 材料は工 件に使用す または、 非原産材料	関税分類変更基準(4ケタ、ただし、産品と同じコード)
3901～ 3921	プラスチック(390730、390740、390720、290791除く)	関税分類変 または、 非原産材料	非原産材料
64	靴およびその部品(6406除く)	関税分類変 ただし、中 ソールに取 ないこと、 または、 非原産材料	非原産材料
8528	テレビ受像機を有しないモニターおよびプロジェクター、ならびにテレビ	非原産材料	非原産材料
8529	8525から8528までの機器に専らまたは主として使用する部分品	非原産材料	非原産材料
8701～ 8712	鉄道用および軌道用以外の車両、8701から8705までの自動車の車体および原動機付きシヤン、自転車	非原産材料	非原産材料
8708、 8711、 8716	8701から8705まで、および8711から8713までの車両の部分品および付属品	関税分類変 または、 非原産材料が工場出荷価格の50%を超えないこと。	関税分類変更基準(4ケタ)
90	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器および医療用機器ならびにこれらの部分品および付属品(9001、9002、9012、9013、9020、9022、9027、9030～9032除く) ※その他の90に分類される品目は、関税分類変更と付加価値基準との選択型(非原産割合50%:9001、9012、9013、9020、9022、9027、9030～9032)および付加価値基準(非原産割合45%:9028)	関税分類変更基準(4ケタ) または、 非原産材料が工場出荷価格の45%を超えないこと。	関税分類変更基準(4ケタ)に加え、使用されている非原産材料が工場出荷価格の40%を超えないこと、または、非原産材料が工場出荷価格の30%を超えないこと。
9002	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品	非原産材料が工場出荷価格の45%を超えないこと。	非原産材料が工場出荷価格の40%を超えないこと。

光学機器の一部製品除く、は①a) 関税分類変更基準+付加価値基準(非原産40%まで)の併用型or b) より厳格な付加価値基準(非原産30%まで)だったが、EU韓国FTAでは、②a) 関税分類変更基準or b) 付加価値基準(非原産45%まで)の選択型と緩和されている。  
これに対し、GSPの原産地規則では、選択型という点では同じだが、付加価値基準で非原産70%まで認められている。

例えば、テレビについて、EUチリFTAでは、①a) 付加価値基準(非原産40%まで) + 「非原産材料の価格が原産材料の価格を超えないこと」か、b) 付加価値基準(非原産25%まで)が要件とされているが、EU韓国FTAでは②付加価値基準(非原産45%まで)と緩和されている。

しかし、GSPの原産地規則は、③ a) 関税分類変更基準or b) 付加価値基準(非原産50%まで)の選択型となっており、EU韓国FTAよりも相当程度緩い基準となっている。



EU・ASEAN諸国のFTAでも現行のGSP原産地規則より厳格な基準が採用される可能性



## 原産地証明

現行のGSP制度の第三者証明（フォームA）のみ、という原産地証明制度が採用されることは考えにくい

### 直近のEUのFTAの例

EU韓国FTA: 認定輸出事業者による自己証明のみ認める

EU中米FTA、ペルー・コロンビアFTA:

認定輸出事業者による自己証明と第三者証明とを併用

← 中小企業は自己証明への対応がしばしば困難であることに配慮

EU・ASEAN諸国のFTAでは認定輸出事業者による自己証明のみか、自己証明と第三者証明との併用が採用されるとみられる



- 対象国大幅減などの背景には特惠国を絞るという意図のほか、FTA交渉を優位にとの考えも
- マレーシアが2014年から外れることは確定、タイが2015年から外れることもほぼ確実
- EUのFTA交渉の要求水準は高く、早期妥結は相当困難(例:シンガポール)
- 仮に妥結しても適用開始までEUのプロセスに時間がかかる
- GSPの原産地規則は大幅に緩和されたが、FTAの原産地規則はそれよりも厳しくなる見込み
- 地域累積や拡張累積など新たな制度を活用していく可能性



## (ご参考)EUのGSP関連リンク



(欧州委員会)

欧州委員会貿易総局GSPページ

<http://ec.europa.eu/trade/wider-agenda/development/generalised-system-of-preferences/>

GSP新規則978/2012

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:303:0001:0082:EN:PDF>

GSP改正についてのプレゼンテーション資料

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/october/tradoc\\_150027.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/october/tradoc_150027.pdf)

GSP改正説明資料

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/october/tradoc\\_150028.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/october/tradoc_150028.pdf)

GSP改正の影響評価

[http://ec.europa.eu/governance/impact/ia\\_carried\\_out/cia\\_2011\\_en.htm#trade](http://ec.europa.eu/governance/impact/ia_carried_out/cia_2011_en.htm#trade)

欧州委員会税務・関税同盟総局GSP原産地規則ページ

[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/customs/customs\\_duties/rules\\_origin/preferential/article\\_781\\_en.htm](http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/rules_origin/preferential/article_781_en.htm)

改正原産地規則(欧州委員会規則1063/2010)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:307:0001:0081:EN:PDF>

原産地規則ガイド(※ジェトロで仮訳あり。次ページ参照)

[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/customs/customs\\_duties/rules\\_origin/preferential/article\\_839\\_en.htm](http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/rules_origin/preferential/article_839_en.htm)



## <書籍>

ジェトロ海外調査シリーズ『EU韓国FTAの概要と解説』(2011年)、『韓米FTAを読む』(2008年)

[http://books.jetro.go.jp/jpn/products/detail.php?product\\_id=558](http://books.jetro.go.jp/jpn/products/detail.php?product_id=558)

田中 晋・秋山 士郎 編著『欧州経済の基礎知識』(2010年)

## <ジェトロセンサー>

「決定版 世界のFTAは今～アジアに向かうネットワーク」(2012年12月号、11月15日発売)

「欧州のビジネスチャンスと日・EU経済連携協定」(2012年9月号)

「臨時報告 検証 EU・韓国FTA」(2012年6月号)

「EUの一般特惠関税からASEANが外される？(仮)」(2013年3月号(2月発売予定))

など



## <J-FILEのEUのGSP、FTA関連レポート>

EUの一般特惠関税(GSP)改革案(2012年4月)

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/reports/07000919>

EUのGSP原産地規則ガイド(仮訳)(2012年4月)

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/reports/07000920>

EU韓国FTAの履行状況、および第三者インボイスでのFTA活用時の留意点(2012年5月)

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/reports/07000943>

EU韓国FTAの韓国での実施状況(2011年6月)

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/reports/07000640>

など

# ご清聴ありがとうございました。



＜資料や書籍の内容のご質問などは下記まで、  
お気軽にお問い合わせください＞

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

アーク森ビル6階

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシアCIS課

Tel.(03)3582-5569 Fax (03)3587-2485

Email:Naofumi\_Makino@jetro.go.jp/ORD@jetro.go.jp

【ご注意】本資料は2012年12月19日にバンコクで開催されたセミナー『欧州及び東アジアの最新通商動向』で配布する資料として作成したものです。

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

## ・ EU情報発信WEBのご紹介

<http://www.jetro.go.jp/biznews/europe/>

(ジェトロ通商弘報：欧州ページ)

<http://www.jetro.go.jp/biz/world/europe/eu/>

(ジェトロのEUページ)

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=1350>

(メールマガジン・ユーロトレンド：隔月配信)

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル: EUの一般特恵関税(GSP)制度改正とその背景～いかに対応するか～

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1: 今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか? (○をひとつ)

4: 役に立った 3: まあ役に立った 2: あまり役に立たなかった 1: 役に立たなかった

■質問2: ①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3: 今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
	<input type="checkbox"/> 個人	部署名

※ ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～